

富士見橋通地区土地利用推進部会

規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この部会は、「富士見橋通地区土地利用推進部会」（以下「本部会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本部会は、水谷柳瀬川地区の魅力あるまちづくりに寄与するとともに、将来に向けた本区域の発展と地権者の共同の利益となるよう、当地区の健全な市街地の造成事業を行うため、造成事業に必要な調査、計画、設計、工事等を実施することを目的とする。

(区 域)

第 3 条 本部会の区域は、本規約末尾に添付の「区域図」に示す区域とし、区域内に事業実施工区を設定することができる。

(事務所所在地)

第 4 条 本部会の事務所は、埼玉県富士見市大字水子榎町 3 9 7 3 番地 3 に置く。

(事 業)

第 5 条 本部会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 適正な土地利用計画の作成
- (2) 適正な事業計画の作成
- (3) 適正な施工計画の作成
- (4) 造成工事の施工
- (5) 事業に必要な行政及び関係機関協議
- (6) その他、本部会の目的達成のために必要な事業

第 2 章 会 員

(資 格)

第 6 条 本部会の構成員は、第 3 条に定める区域内の土地又は建物について所有権又は借地権を有する者で、本部会の目的に賛同し、本規約に同意した者とする。

2. 会員が前項の所有権又は借地権を失ったときは、会員の資格を失う。
3. 会員は、その親族（法人にあっては法人の社員）に限り会員を代理させることができる。その場合、その旨を書面により届け出るものとする。

(加入および脱退)

第 7 条 本部会へ加入および脱退する者は、別に定める加入申込書あるいは同意書または脱退届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第 8 条 本部会の運営に係る会費は、無償とする。ただし、総会で承認したときは徴収することができる。その会計規程については、理事会に於いて別途定める。

(議決権)

第 9 条 会員は、それぞれ各 1 個の議決権を有する。ただし重複して議決権を行使することはできない。

(届出)

第10条 会長は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を本部会に届け出なければならない。

- (1) 当区域内の土地、建物の譲渡又は土地の賃貸の権利内容に変更があったとき
- (2) 氏名もしくは名称または住所に変更があったとき。
- (3) 法人たる組合員にあっては、その代表者の氏名または住所に変更があったとき。

第3章 役員

(役員)

第11条 本部会の役員は、理事6名以上、監事2名から構成され、次の員数を置く。

会長	1名
副会長	2名以上（うち1名を会計担当とする）
理事	6名以上（会長、副会長を含む）
監事	2名

(役員職務)

第12条 会長は、本部会を代表し、業務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計担当副会長は、会計事務の円滑かつ適正な処理を行う。
4. 会長、副会長は、理事会を構成し、事業の執行等を審議する。
5. 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員選出)

第13条 役員は、会員の中から総会において選出する。

2. 会長、副会長、監事は、役員相互選とする。

(役員任期)

第14条 役員任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合には補充できるものとし、欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任を妨げない。
3. 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費については、この限りではない。

(相談役及び顧問)

第16条 会長は、役員会の承認を得て本部会に相談役及び顧問を置くことができる。

第4章 会議

(会議)

第17条 会議は、総会および理事会とする。

2. 会長は、会議を招集して、自身が議長を務めるかまたは、指名することができる。

(総会)

第18条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年1回開催する。

3. 臨時総会は、理事会で必要と認めるとき、または会員の2分の1以上から請求のあったとき開催する。
4. 会長は、理事会が必要と認められた者を総会に出席させることができる。
5. 天変地異、感染症、行政の要請等不可抗力のため、会員出席の下で総会を開くことが困難な場合、理事会もしくは役員会の承認を得て、なおかつ、部会員に承認・否認を問う通知をし、承認多数の場合は、書面郵送又は配布による総会の開催を行うことができる。

(総会の議決事項)

第19条 この規約で定めるものの他、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない

- (1) 規約の変更または廃止
- (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の決定または変更
- (3) 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認（収支決算0円の場合は報告のみとする。）
- (4) その他理事会が、必要と認められた事項

(総会の議事等)

第20条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 総会の議事は、この規定で別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第21条 理事会は、この規定に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行について必要な事項
- (3) その他会長が必要と認められた事項

(理事会の議事等)

第22条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理人および委任)

第23条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、別に定める委任状を会長に提出することにより、予め届け出た代理人に表決を委任することができる。

2. 代理人は、個人にあってはその3親等以内の親族から選任するものとし、法人にあっては、当該法人に所属する者から選任するものとする。

(議事録)

第24条 総会および役員会の議事については、議事録を作成し、議長および議長が指名した議事録署名人が署名する。

第5章 会 計

(経 費)

第25条 本部会の経費は、会員から徴収する会費及び事業協力者からの事業協力費で支弁する。

2. 本部会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を受け総会の承認を得るものとする。
3. 本部会の会計は、会計規程により処理するものとする。
4. 会計規定については、理事会に於いて別途定める。

(工事の請負および物品の購入等)

第26条 会長は、工事の請負および物品の購入等については、工事請負等規程により処理するものとし、工事請負規程については、理事会に於いて別途定める。

(会計年度)

第27条 本部会の会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本部会の最初の会計年度は、前項の規定にかかわらず本部会の設立の日から平成31年3月31日までとする。

第6章 事務局及び総合コンサルタント

(事務局)

第28条 本部会の事業を円滑に行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、本部会の総会、理事会の決定に基づき、会長の決裁を受けて必要な業務を執行する。

(事務局の組織)

第29条 事務局は、会長が統括し、本部会が雇用又は委託した職員、他から派遣された職員及び会員をもって組織とする。

(総合コンサルタント)

第30条 本部会は、事業推進のため、総会の承認を得て総合コンサルタントを置くことができる。

2. 総合コンサルタントは、事業全般に対し事業推進支援業務を行うほか、総会、理事会、事務局に対し、必要な指導、支援を行う。

第7章 事業協力者

(事業協力者)

第31条 本部会は、事業を推進するため、理事会で決定した選定方法により、役員会の承認を得て、なおかつ部会員に賛否を問う通知をし、賛成多数の場合、事業協力者を置くことができる。

2. 事業協力者は、事業完了までの期間における資金的、人的、技術的協力等を行うものとする。

第8章 特別の議決および解散

(特別の議決)

第32条 本部会を解散する場合は、会員の3分の2以上が出席し、その出席者の4分の3以上による総会の議決を必要とする。

(解 散)

第33条 本部会は、次の場合には解散する。

- (1) 第2条に定める本部会の目的を達成し、事業の清算が完了した時
- (2) 総会において解散の議決をした場合

第9章 雑 則

(役員会への委任)

第34条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、役員会で定める。

附 則

1. この規約は、平成30年3月18日から施行する。
2. この規約は、令和元年6月30日から施行する。

3. この規約は、令和2年4月16日から施行する。

____部分 令和2年4月16日改訂